

令和元年 9 月

第 13 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 予算 >

- 議案第 9 1 号 令和元年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 9 2 号 令和元年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 3 号 令和元年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費補正予算（第 1 号）
議案第 9 4 号 令和元年度尼崎市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

< 条例 >

- 議案第 9 5 号 尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について
議案第 9 6 号 尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第 9 7 号 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9 8 号 尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9 9 号 尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例について
議案第 1 0 0 号 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 0 1 号 尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 1 0 2 号 尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例について

< その他 >

- 議案第 1 0 3 号 工事請負契約について（園田東生涯学習プラザ新築工事）
議案第 1 0 4 号 工事請負契約について（園田東生涯学習プラザ新築工事のうち電気設備工事）

- 議案第 1 0 5 号 工事請負契約について（園田東生涯学習プラザ新築
工事のうち機械設備工事）
- 議案第 1 0 6 号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受け
た者の連帯保証人に対して有する権利）
- 議案第 1 0 7 号 工事請負契約について（青少年センター解体工事）
- 議案第 1 0 8 号 平成 3 0 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金
の処分について
- 議案第 1 0 9 号 平成 3 0 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益
剰余金の処分について
- 議案第 1 1 0 号 平成 3 0 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余
金の処分について
- 議案第 1 1 1 号 平成 3 0 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未
処分利益剰余金の処分について
- 議案第 1 1 2 号 製造請負契約について（尼崎市・伊丹市消防指令管
制システム整備事業）

予 算

議案第 9 1 号

令和元年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度尼崎市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 0 8 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 5, 0 2 3, 9 4 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		3,530	5,085	8,615
	05 繰越金	3,530	5,085	8,615
歳入合計		205,018,855	5,085	205,023,940

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		103,765,328	5,085	103,770,413
	05 社会福祉費	37,922,139	5,085	37,927,224
歳出合計		205,018,855	5,085	205,023,940

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 2 号)

議91-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	3,530	5,085	8,615			
05 項 繰越金	3,530	5,085	8,615			
05 目 繰越金	3,530	5,085	8,615	繰越金	5,085	○ (資産統括局) 補正財源として前年度繰越金を補正 5,085

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	103,765,328	5,085	103,770,413	特定財源 0 一般財源 5,085			
05 項 社会福祉費	37,922,139	5,085	37,927,224	特定財源 0 一般財源 5,085			
20 目 老人福祉費	1,763,859	5,085	1,768,944	一般財源 5,085	19 負担金、補助及び交付金	5,085	○ 高齢者バス運賃助成事業費（健康福祉局） 5,085 阪神バス株式会社の運賃改定に伴い一部運賃助成額の増額を行うことに伴う補正

議案第 92 号

令和元年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号）

令和元年度尼崎市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 646,700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 205,670,640 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 4 条 市債の変更は、「第 4 表市債補正」による。

令和元年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		8,615	187,700	196,315
	05 繰越金	8,615	187,700	196,315
70 諸収入		6,348,767	417,000	6,765,767
	25 収益事業収入	320,000	400,000	720,000
	30 雑収入	4,808,965	17,000	4,825,965
75 市債		17,707,400	42,000	17,749,400
	05 市債	17,707,400	42,000	17,749,400
歳入合計		205,023,940	646,700	205,670,640

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		16,396,160	600,000	16,996,160
	05 総務管理費	13,718,131	600,000	14,318,131
15 民生費		103,770,413	46,700	103,817,113
	10 児童福祉費	29,231,444	46,700	29,278,144
歳出合計		205,023,940	646,700	205,670,640

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	財産管理事業	79,800

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

変 更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
公立保育所施設整備事業	令和2年度	363,000	令和2年度	433,000

第4表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前		補正後	
社会福祉施設整備事業費	限度額	831,900	限度額	873,900

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 3 号)

議92-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	8,615	187,700	196,315			
05 項 繰越金	8,615	187,700	196,315			
05 目 繰越金	8,615	187,700	196,315	繰越金	187,700	○ (資産統括局) 補正財源として前年度繰越金を補正 187,700

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	6,348,767	417,000	6,765,767			
25 項 収益事業収入	320,000	400,000	720,000			
15 目 競艇場事業収入	320,000	400,000	720,000	競艇場事業 収入	400,000	○ (資産統括局) モーターボート競走事業会計における未処 分利益剰余金の処分に伴う補正 400,000

議92-8

歳 入
70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
30 項 雑 入	4,808,965	17,000	4,825,965			
20 目 雑 入	4,808,962	17,000	4,825,962	競馬場周辺 整備事業負 担収入	17,000	○ (総合政策局) 東園田町総合会館の建替等に係る費用の補 17,000 助に伴う補正

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	17,707,400	42,000	17,749,400			
05 項 市 債	17,707,400	42,000	17,749,400			
15 目 民 生 債	1,146,800	42,000	1,188,800	社会福祉施設整備事業債	42,000	○ (こども青少年局) 公立保育所の建替に係る工事費の増額に伴う補正 42,000

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	103,770,413	46,700	103,817,113	特定財源 42,000 一般財源 4,700			
10 項 児童福祉費	29,231,444	46,700	29,278,144	特定財源 42,000 一般財源 4,700			
20 目 保育所費	603,080	46,700	649,780	市 債 42,000 一般財源 4,700	15 工事請負費	46,700	○ 公立保育所施設整備事業費（こども青少年局 ） 公立保育所の建替に係る工事費の増額に伴う 補正

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費	財産管理事業	79,800	関連工事等に日時を要し、事業の年度内完了が見込めないため

3 債務負担行為で令和2年度以降にわたるものについての平成30年度末までの支出額及び令和元年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

変更

事 項	限 度 額	平成30年度末までの 支 出 額		令 和 元 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
公立保育所施設整備事業	補正前の額			令和2年度まで	363,000		326,700		36,300	
	補正額			令和2年度まで	70,000		63,000		7,000	
	補正後の額			令和2年度まで	433,000		389,700		43,300	

議92-14

4 市債の平成29年度末における現在高並びに平成30年度末及び令和元年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成29年度末現在高	平成30年度末 現在高見込額	令和元年度中増減見込み		令和元年度末 現在高見込額
			令和元年度中 起債見込額	令和元年度中 元金償還見込額	
普通債	143,863,637	141,221,252	11,035,700	15,745,150	136,511,802
土 木	45,328,263	42,713,001	2,327,000	5,189,273	39,850,728
教 育	50,507,746	50,147,773	2,571,300	5,614,076	47,104,997
市 営 住 宅	15,182,757	15,913,768	1,896,400	1,752,097	16,058,071
住 宅 資 金 貸 付	12,599	7,043	-	4,002	3,041
総 務	2,761,789	4,507,248	1,830,900	158,191	6,179,957
民 生	6,753,960	6,362,406	1,682,500	818,591	7,226,315
衛 生	17,026,601	15,956,637	376,700	1,328,500	15,004,837
労 働	200	-	-	-	-
商 工	111,382	87,834	9,000	23,483	73,351
消 防	1,904,285	1,684,903	325,700	406,378	1,604,225
企業会計等出資金	4,274,055	3,840,639	16,200	450,559	3,406,280
災 害 復 旧 債	12,912	174,811	147,800	2,109	320,502
土 木	11,988	92,647	127,600	1,645	218,602
その他公共施設等	924	82,164	20,200	464	101,900
そ の 他	101,744,256	100,332,564	7,940,600	11,720,455	96,552,709
減 税 補 て ん 債	2,201,347	1,669,083	-	397,740	1,271,343
臨 時 財 政 対 策 債	86,401,123	89,167,982	6,700,000	6,053,763	89,814,219
退 職 手 当 債	9,953,761	6,631,719	646,700	4,443,792	2,834,627
減 収 補 て ん 債	3,188,025	2,863,780	593,900	825,160	2,632,520
合 計	245,620,805	241,728,627	19,124,100	27,467,714	233,385,013

議案第93号

令和元年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 補正予算（第1号）

令和元年度尼崎市の特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、平成31年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算における元号の表示については、「平成31年度」を「令和元年度」に読み替える。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,125千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,069千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		7,335	8,125	15,460
	05 繰越金	7,335	8,125	15,460
歳入合計		26,944	8,125	35,069

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 貸付事業費		21,650	8,125	29,775
	05 貸付事業費	21,650	8,125	29,775
歳出合計		26,944	8,125	35,069

特 別 会 計

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算説明書

(補 正 1 号)

議93-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	7,335	8,125	15,460			
05 項 繰越金	7,335	8,125	15,460			
05 目 繰越金	7,335	8,125	15,460	繰越金	8,125	○ (こども青少年局) 補正財源として前年度繰越金を補正 8,125

歳 出

05 貸付事業費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 貸付事業費	21,650	8,125	29,775	特定財源 0 一般財源 8,125			
05 項 貸付事業費	21,650	8,125	29,775	特定財源 0 一般財源 8,125			
10 目 貸 付 費	17,239	8,125	25,364	一般財源 8,125	21 貸 付 金	8,125	○ 母子父子福祉資金貸付金（こども青少年局） 母子父子福祉資金の貸付件数の増等に伴う補 正 8,125

議案第94号

令和元年度尼崎市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和元年度尼崎市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

なお、平成31年度尼崎市下水道事業会計予算における元号の表示については、「平成31年度」を「令和元年度」に読み替える。

(業務の予定量)

第2条 令和元年度尼崎市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条中

「(2) 主要な建設改良事業

管きよ、ポンプ場及び処理場整備事業 6,211,380千円」を

「(2) 主要な建設改良事業

管きよ、ポンプ場及び処理場整備事業 7,236,318千円」に

改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	13,147,323千円	31,843千円	13,179,166千円
第2項 営業外収益	2,658,014千円	31,843千円	2,689,857千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	11,371,676千円	△16,353千円	11,355,323千円
第1項 営業費用	10,789,633千円	15,206千円	10,804,839千円
第2項 営業外費用	578,043千円	△31,559千円	546,484千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,803,935千円は、当年度分損益勘定留保資金3,568,587千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額235,348千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不

足する額 4,367,575 千円は、当年度分損益勘定留保資金 3,696,472 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 290,435 千円、建設改良積立金 380,668 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 下水道事業資本的収入	5,100,028 千円	461,298 千円	5,561,326 千円
第 2 項 国庫補助金	2,748,749 千円	461,298 千円	3,210,047 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業資本的支出	8,903,963 千円	1,024,938 千円	9,928,901 千円
第 1 項 建設改良費	6,211,380 千円	1,024,938 千円	7,236,318 千円

令和元年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

令和元年度尼崎市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 収 益			13,147,323	31,843	13,179,166	
	2 営業外収益		2,658,014	31,843	2,689,857	
		4 消費税還付金	0	23,528	23,528	消費税還付金の増に伴う補正
		5 長期前受金戻入	2,622,053	8,315	2,630,368	長期前受金戻入の増に伴う補正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 費 用			11,371,676	△ 16,353	11,355,323	
	1 営業費用		10,789,633	15,206	10,804,839	
		12 減価償却費	6,179,095	△ 3,677	6,175,418	有形固定資産の減価償却費の減に伴う補正
		13 資産減耗費	132,732	18,883	151,615	固定資産除却損の増に伴う補正
	2 営業外費用		578,043	△ 31,559	546,484	
2 消費税及び地方消費税		31,559	△ 31,559	0	消費税及び地方消費税の減に伴う補正	

令和元年度尼崎市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的収入	2 国庫補助金		5,100,028	461,298	5,561,326	
			2,748,749	461,298	3,210,047	
		1 国庫補助金	2,748,749	461,298	3,210,047	国庫補助金の内示に伴う 補正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費		8,903,963	1,024,938	9,928,901	
			6,211,380	1,024,938	7,236,318	
		4 施設改良費	5,144,482	1,024,938	6,169,420	工事請負費等の増に伴う 補正

条 例

議案第 95 号

尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について

尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(尼崎市職員退職手当支給条例等の一部改正)

第 1 条 次の各号に掲げる条例の規定中「(同法第 16 条第 1 号に該当したことにより失職した者を除く。)」を削る。

(1) 尼崎市職員退職手当支給条例(昭和 24 年尼崎市条例第 37 号)

第 12 条第 1 項第 2 号

(2) 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 28 年尼崎市条例第 16 号)第 12 条第 2 項第 2 号

(3) 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(昭和 35 年尼崎市条例第 18 号)第 12 条第 1 項第 2 号

(尼崎市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市職員の分限に関する条例(昭和 26 年尼崎市条例第 119 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に、「刑の執行を」を「その刑の執行が」に、「者に」を「ものに」に、「定」を「定め」に、「その者」を「当該職員」に、「認めた」を「認める」に改め、同条第 2 項中「職員は、前項の場合において、当該刑の執行猶予」を「前項の規定により職を失わないものとされた職員は、その刑の執行猶予の言渡し」に、「日」を「取消しの日」に改める。

(尼崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 尼崎市職員の給与に関する条例(昭和 32 年尼崎市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、失職し」を削る。

第21条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（尼崎市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例の一部改正）

第4条 尼崎市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例（昭和40年尼崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「の各号」を削り、同条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に、「終わって」を「終わった日」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「第9条」を「第9条第1項」に、「より免職の懲戒処分」を「よる懲戒免職の処分」に改め、同号を同条第2号とする。

第5条中「が次」を「は、次」に改め、同条第2号中「所在不明」を「行方不明」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 本市内から本市外への転出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条の3第1項に規定する転出をいう。）をしたとき。

第5条第4号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定

により失職した職員（尼崎市職員の給与に関する条例第1条に規定する職員をいう。）に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の尼崎市職員の給与に関する条例第21条第1項及び第4項並びに第21条の2（第2号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 96 号

尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例

尼崎市印鑑条例（昭和 50 年尼崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号ア中「氏名（）」の次に「住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）が記録されている者にあつては、当該氏名又は当該旧氏及び住民票に記録されている名。」を加え、「氏名」を「登録氏名等」に改め、同号イ及びウ中「氏名」を「登録氏名等」に改め、同号エ中「（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「第 30 条の 16 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

（説 明）

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年法律第 152 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 97 号

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年尼崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「）に該当する」を「以下同じ。）に該当する者で満 4 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した」に改め、同条第 2 項中「教育が」を「教育（以下「教育課程教育」という。）が」に、「教育に」を「教育課程教育に」に改める。

第 6 条第 1 項中「教育課程に係る教育」を「教育課程教育」に改める。

第 8 条第 1 項を次のように改める。

園児が幼稚園において受ける教育課程教育については、保育料は、徴収しない。

第 8 条第 2 項中「、前項の保育料のほか」を削り、同条第 4 項ただし書中「ただし、」の次に「支援法第 30 条の 4 第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（支援法第 30 条の 8 第 1 項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。）である園児が一時預かり保育を受けたときその他」を加え、同条第 5 項中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第1項の規定は、令和元年10月以後の各月分の同項の保育料について適用し、同年9月までの各月分のこの条例による改正前の尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例第8条第1項の保育料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第8条第4項ただし書の規定は、令和元年10月1日以後に受ける一時預かり保育（改正後の条例第5条第2項に規定する一時預かり保育をいう。以下同じ。）に係る保育料について適用し、同日前に受けた一時預かり保育に係る保育料については、なお従前の例による。

(説明)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第98号

尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年尼崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（第2条―第8条）
- 第3章 災害援護資金の貸付け（第9条―第17条）
- 第4章 報告等（第18条）
- 第5章 尼崎市災害弔慰金等支給審査委員会（第19条―第22条）
- 第6章 雑則（第23条）

付則

第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

第8条の次に次の章名を付する。

第3章 災害援護資金の貸付け

第15条の見出しを「（償還の猶予又は免除）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、借受人が、第18条第1項の規定による報告の要求に対し、正当な理由なくこれを拒み、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

第15条中第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 市長は、借受人が死亡したとき、借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき又は借受人が破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 借受人が、第18条第1項の規定による報告の要求に対し、正当な理由なくこれを拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 第13条第1項の規定により保証人を立てている場合は、当該保証人が貸付金の償還未済額を償還することができるものと認められるとき。

第18条を第23条とする。

第17条の見出しを削り、同条中「市長は」の前に「前項に規定するもののほか、」を加え、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

市長は、貸付金の償還を猶予し、又は貸付金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、借受人（第13条第1項の規定により保証人を立てている場合は、借受人又は保証人。以下この条において同じ。）の収入又は資産の状況について、当該借受人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第17条を第18条とし、同条の次に次の1章及び章名を加える。

第5章 尼崎市災害弔慰金等支給審査委員会

（設置）

第19条 弔慰金又は見舞金の支給要件を満たしているか否かの判定が困難である場合におけるその支給の可否について審査させるため、市長の附属機関として、尼崎市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第20条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員は、弔慰金又は見舞金の支給の可否についての審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第21条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第22条 前2条に規定するもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第6章 雑則

第16条の次に次の1条及び章名を加える。

(届出)

第17条 借受人(第13条第1項の規定により保証人を立てている場合は、借受人又は保証人)が次のいずれかに該当するときは、当該号に定める者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名に変更があったとき 当該借受人

(2) 死亡したとき 当該借受人(当該借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人(第13条第1項の規定により保証人を立てている場合は、当該相続人又は保証人))

第4章 報告等

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の2項を加える。

（平成11年4月5日前に生じた災害に係る償還の免除の特例）

- 2 市長は、平成11年4月5日前に生じた災害に係る資金について、当該資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合に該当するときは、当該資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、借受人が、第18条第1項の規定による報告の要求に対し、正当な理由なくこれを拒み、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

（委員会の招集の特例）

- 3 最初に招集される委員会は、第21条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 99 号

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例
について

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例（平成 27 年尼崎市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号ア中「第 4 条第 1 号」を「第 5 条第 1 号」に、「35,500 円」を「36,830 円」に改め、同号イ中「第 4 条第 2 号」を「第 5 条第 2 号」に、「32,500 円」を「33,450 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例第 4 条第 1 項第 1 号ア及びイの規定は、この条例の施行の日以後の助成対象定期乗車券（尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例第 3 条第 1 号に規定する助成対象定期乗車券をいう。以下同じ。）の購入に係る運賃助成（同条例第 2 条に規定する運賃助成をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の助成対象定期乗車券の購入に係る運賃助成については、なお従前の例による。

（説 明）

阪神バス株式会社が運行する乗合自動車の運賃改定にあたって、低

所得者への軽減措置を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 100 号

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和 27 年尼崎市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「）に該当する」を「以下同じ。）に該当する者で市長が別に定める月齢以上である」に改める。

第 8 条第 5 項ただし書中「ただし、」の次に「支援法第 30 条の 4 第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（支援法第 30 条の 8 第 1 項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。）である一時預かり乳幼児が一時預かり保育を受けたときその他」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「一時預かり対象乳幼児」の次に「（以下「一時預かり乳幼児」という。）」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「入所許可者は」を「入所許可者（前項に規定する入所乳幼児以外の入所乳幼児を監護する者に限る。以下この項において同じ。）は」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもに該当する入所乳幼児その他規則で定める入所乳幼児が保育所において受ける保育については、保育料は、徴収しない。

第 10 条第 1 項第 4 号及び第 12 条第 4 項第 2 号中「第 8 条第 4 項」

を「第 8 条第 5 項」に改める。

付 則

(施行 期 日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条第 1 項の規定は、令和元年 10 月以後の各月分の同項の保育料について適用し、同年 9 月までの各月分のこの条例による改正前の尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例第 8 条第 1 項の保育料（改正後の条例第 8 条第 1 項に規定する入所乳幼児（尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条第 2 項に規定する入所乳幼児をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 8 条第 6 項ただし書の規定は、令和元年 10 月 1 日以後に受ける一時預かり保育（条例第 5 条第 2 項に規定する一時預かり保育をいう。以下同じ。）に係る保育料について適用し、同日前に受けた一時預かり保育に係る保育料については、なお従前の例による。

(説 明)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 101 号

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の
運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基
準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の
運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基
準等を定める条例（平成 26 年尼崎市条例第 36 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の条例で定める基準は、次項
及び第 3 項に規定するもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
（平成 26 年内閣府令第 39 号）に定める基準（当該基準の特例とし
て定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおり
とする。この場合において、同令第 13 条第 1 項中「利用者負担額
（）」とあるのは「利用者負担額（法の規定で尼崎市長が規則で定める
ものに規定する政令で定める額を限度として）」と、「についての法第
27 条第 3 項第 2 号に掲げる」とあるのは「の属する世帯の所得の状
況その他の事情を勘案して尼崎市長が規則で定める」と、同令第 43
条第 1 項中「法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる」とあるのは「法の規
定で尼崎市長が規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度と
して教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事
情を勘案して尼崎市長が規則で定める」とする。

第 3 条第 2 項中「及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
（以下「幼稚園等」という。）」を削り、同条第 3 項中「幼稚園等」を
「幼稚園」に改める。

第4条第1号中「第13条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同項」を「法第13条第1項」に改め、同条第2号中「第14条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合及び政令附則第6条第1項の規定により読み替えて法の規定を適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「、同項」を「、法第14条第1項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1号及び第2号の改正規定並びに付則第3項の規定は、令和元年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例第3条第1項の規定（同項後段の規定により読み替えられた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第1項（同令附則第2条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）は、令和元年10月1日以後に行われる特定教育・保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育、特別利用保育（法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。）及び特別利用教育（同項第3号に規定する特別利用教育をいう。）については、なお従前の例による。
- 3 付則第1項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(説 明)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 102 号

尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例について

尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 23 年尼崎市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 2 条第 9 号の 2」を「第 53 条第 3 項第 1 号イ」に、「耐火建築物又は同条第 9 号の 3」を「耐火建築物等又は同号ロ」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に改め、同項ただし書中「第 61 条各号」を「第 67 条第 1 項各号」に改める。

(尼崎市潮江地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市潮江地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 23 年尼崎市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 2 条第 9 号の 2」を「第 53 条第 3 項第 1 号イ」に、「耐火建築物又は同条第 9 号の 3」を「耐火建築物等又は同号ロ」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に改め、同項ただし書中「第 61 条各号」を「第 67 条第 1 項各号」に改める。

(尼崎市浜地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 尼崎市浜地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成23年尼崎市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第2条第9号の2」を「第53条第3項第1号イ」に、「耐火建築物又は同条第9号の3」を「耐火建築物等又は同号ロ」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に改め、同項ただし書中「第61条各号」を「第67条第1項各号」に改める。

（尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第4条 尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成24年尼崎市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第2条第9号の2」を「第53条第3項第1号イ」に、「耐火建築物又は同条第9号の3」を「耐火建築物等又は同号ロ」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に改め、同項ただし書中「第61条各号」を「第67条第1項各号」に改める。

（尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第5条 尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成30年尼崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第2条第9号の2」を「第53条第3項第1号イ」に、「耐火建築物又は同条第9号の3」を「耐火建築物等又は同号ロ」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に改め、同項ただし書中「第61条各号」を「第67条第1項各号」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、令和元年6月25日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区

整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条第1項本文の規定

- (2) 第2条の規定による改正後の尼崎市潮江地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条第1項本文の規定
- (3) 第3条の規定による改正後の尼崎市浜地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第6条第1項本文の規定
- (4) 第4条の規定による改正後の尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条第1項本文の規定
- (5) 第5条の規定による改正後の尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条第1項本文の規定

(経過措置)

- 3 令和元年6月25日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(説明)

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第103号

工事請負契約について

園田東生涯学習プラザ新築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年9月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 園田東生涯学習プラザ新築工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市食満5丁目206番地の2
工事概要 新築工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 771,100,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号
宮崎建設株式会社
代表取締役 宮 崎 健 一 |

(説明)

園田東生涯学習プラザ新築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>園田東生涯学習プラザ新築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟</p> <p>延べ面積 2,298.74平方メートル</p> <p>倉庫</p> <p>鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟</p> <p>延べ面積 23.53平方メートル</p> <p>駐輪場</p> <p>鉄骨造り 平屋建て 3棟</p> <p>延べ面積 49.20平方メートル</p> <p>外構工事</p> <p>植栽工事</p> <p>土壌汚染対策工事</p>

議案第104号

工事請負契約について

園田東生涯学習プラザ新築工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年9月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 園田東生涯学習プラザ新築工事のうち電気設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市食満5丁目206番地の2
工事概要 電気設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 179,300,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市稲葉荘1丁目13番5号
山口電気工事株式会社
代表取締役 山 口 寛 |

(説明)

園田東生涯学習プラザ新築工事のうち電気設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

議案第 105 号

工事請負契約について

園田東生涯学習プラザ新築工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 園田東生涯学習プラザ新築工事のうち機械設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市食満 5 丁目 206 番地の 2
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 180,950,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市南初島町 10 番地 149
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 太 一 |

(説 明)

園田東生涯学習プラザ新築工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事 衛生器具設備工事 一式 給水設備工事 一式 排水設備工事 一式 給湯設備工事 一式 消火設備工事 一式 空気調和設備工事 一式 換気設備工事 一式

議案第 106 号

権利の放棄について

災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利について、次のとおりその権利を放棄するため、議決を求める。

令和元年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者（当該貸付けに係る償還期間の終期から 10 年を経過してもその償還が完了していない者に限る。以下「借受人」という。）の連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権
- (1) 災害援護資金に係る貸付金の元金（以下「元金」という。）
 - (2) 元金に係る利子（以下「利子」という。）
- 2 相手方
- (1) [Redacted]
 - (2) [Redacted]
 - (3) [Redacted] 相続人
 - ア [Redacted]
 - イ [Redacted]
 - ウ [Redacted]
 - エ [Redacted]
 - (4) [Redacted]

- [Redacted]
- [Redacted]
- (5) [Redacted]
[Redacted]
- (6) [Redacted] 相続人
- ア [Redacted]
[Redacted]
- イ [Redacted]
[Redacted]
- ウ [Redacted]
[Redacted]
- (7) [Redacted]
[Redacted]
- (8) [Redacted]
[Redacted]
- (9) [Redacted]
[Redacted]
- (10) [Redacted]
[Redacted]
- (11) [Redacted]
[Redacted]
- (12) [Redacted]
[Redacted]
- (13) [Redacted]
[Redacted]
- (14) [Redacted]
[Redacted]
- 3 金額等 (1) [Redacted]

元金 1, 008, 602 円 及び 利子 37, 24

8 円

(2)

元金 2, 4 0 0, 0 4 7 円及び利子 1 9 4, 8

0 3 円

(3)

相続人

ア

イ

ウ

エ

元金 7 6 2, 3 6 0 円及び利子 3 4, 1 5 0

円

(4)

元金 1, 7 0 0, 0 0 0 円及び利子 1 5 6, 0

1 5 円

(5)

元金 8 9 0, 4 9 3 円及び利子 4 0, 8 8 7

円

(6)

相続人

ア

イ

ウ

元金 1, 3 3 1, 0 7 7 円及び利子 8 8, 5 7

5 円

(7)

元金 7 4 3, 6 3 4 円及び利子 2 9, 4 0 8 円

(8)

元金 1, 8 1 3, 7 4 6 円及び利子 1 3 8, 7

8 6 円

(9)

元金 2 6 7, 0 4 5 円及び利子 7, 2 9 5 円

- (10) [REDACTED]
元金 277,208 円 及び 利子 13,462 円
- (11) [REDACTED]
元金 807,921 円 及び 利子 24,929 円
- (12) [REDACTED]
元金 1,520,957 円 及び 利子 79,893 円
- (13) [REDACTED]
元金 1,112,105 円 及び 利子 87,105 円
- (14) [REDACTED]
元金 492,098 円 及び 利子 15,412 円

4 放棄の理由

借受人の連帯保証人のうち当該借受人が破産手続開始の決定を受けたものに対して本市が有する権利を放棄し、その後に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき当該借受人の本市に対する災害援護資金に係る貸付金の償還を免除することにより、当該貸付金の額に相当する額の兵庫県の本市に対する貸付金について、同法に基づきその償還の免除を受けることができるため

（説明）

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出する。

議案第 107 号

工事請負契約について

青少年センター解体工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を
求める。

令和元年 9 月 10 日 提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 青少年センター解体工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市栗山町 2 丁目 2 5 番 1 号
工事概要 解体工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 381,370,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市七松町 2 丁目 2 7 番 2 3 号
株式会社オカモト・コンストラクション・システ
ム
代表取締役 岡 本 征 夫 |

(説 明)

青少年センター解体工事を施行するため、議会の議決に付すべき契
約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を
提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
解 体	北館及び南館解体工事 北館 鉄筋コンクリート造り 5階建て 1棟 南館 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 約8,870平方メートル その他解体付帯工事 外構解体、電気・機械設備撤去及び敷地整地等

議案第 108 号

平成 30 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

平成 30 年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとお
り処分するため、議決を求める。

令和元年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	1, 907, 713, 173 円
2	処分方法及び処分数額	
(1)	建設改良積立金の積立て	1, 376, 748, 891 円
(2)	資本金への組入れ	530, 964, 282 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 109 号

平成 30 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

平成 30 年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次
のとおり処分するため、議決を求める。

令和元年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	5 9 3 , 7 4 9 , 0 2 8 円
2	処分方法及び処分数額	
(1)	建設改良積立金の積立て	3 7 3 , 5 4 9 , 4 4 6 円
(2)	資本金への組入れ	2 2 0 , 1 9 9 , 5 8 2 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 110 号

平成 30 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

平成 30 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和元年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	4, 196, 605, 284 円
2	処分方法及び処分量	
(1)	建設改良積立金の積立て	3, 618, 745, 191 円
(2)	資本金への組入れ	577, 860, 093 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 1 1 1 号

平成 3 0 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益
剰余金の処分について

平成 3 0 年度尼崎市モーターボート競走事業会計に係る未処分利益剰
余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和元年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	8, 2 9 1, 6 2 8, 7 6 8 円
2	処分方法及び処分量	
(1)	建設改良積立金の積立て	1, 7 6 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(2)	一般会計繰出金	4 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 1 1 2 号

製造請負契約について

尼崎市・伊丹市消防指令管制システム整備事業の製造請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 尼崎市・伊丹市消防指令管制システム整備事業の製造請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 設置場所 尼崎市消防局及び伊丹市消防局の関係施設（局・署所・その他）
製造概要 尼崎市・伊丹市消防指令管制システム整備事業 |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 | 契約の金額 | 1, 2 6 1, 7 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 7 番 4 号
富士通株式会社 神戸支社
支社長 金 田 龍 輔 |

（説 明）

尼崎市・伊丹市消防指令管制システム整備事業を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

製造概要

種 別	内 容
システム 開 発	尼崎市・伊丹市消防指令管制システム整備事業
	(主な機器)
	指令台 6台
	自動出動指定装置 1式
	地図等検索装置 6台
	長時間録音装置 1台
	指令制御装置 1式
	指揮台 1台
	無線統制台 1台
	総合表示盤 1式
	気象観測装置 3台
	車両端末装置 85台
	支援情報端末装置 111台
	指揮タブレット 15台
	救急タブレット 19台
	査察タブレット 17台
	消防用高所カメラ装置(監視カメラ) 2台
消防用高所カメラ装置(IPカメラ) 4台	